

京都市告示第 12 号

地方自治法第 231 条の 2 の 2 の規定に基づき、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで、次の者を指定納付受託者に指定し、クレジットカード決済による「京都市動物園 エサ代サポーター制度」の寄付金の収入について納付受託事務を委託します。

令和 4 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

指定納付受託者の名称等

名称及び代表者	住所
京都クレジットサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町 731 番地

(動物園)